第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
国税通則法施行令	第十一条	）を納付した	）に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第六項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による金銭又は証券の提供をいう。以下同じ。）をした
		納付に	任意提供に
		国税を納付すべき者	租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助対象者
		納付の日	任意提供の日
	第十五条第二項	納税の	徴収の
		前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項	共助対象外国租税（租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項、当該金額のうち当該猶予を受けようとする金額並びに当該猶予を受けようとする期間
	第十五条第三項	年度、税目、納期限及び金額	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
	第十七条第一項	担保の提供されている国税が完納されたこと	租税条約等実施特例法第十一条第十一項各号（相手国等の租税の徴収の共助）のいずれかに該当する事実が生じたこと
	第十八条第一項	納付に	任意提供に
	第十九条	規定する納付通知書	規定する提供通知書
		納付の	提供の
国税徴収法施行令	第十九条第一項第二号	年度、税目、納期限及び金額	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
	第二十条第二号及び第二十一条第一項第二号	年度、税目、納期限及び金額	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
	第二十四条第一項第二号及び第二項第一号	年度、税目、納期限及び金額	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項

第二十四条第五項	第二次納税義務者又は保証人	保証人
	納付すべき	提供すべき
	納付義務	提供する義務
第二十七条第一項第二号、第三十条第一項第一号、第三十三条第一項第二号及び第三十六条第一項第二号	年度、税目、納期限及び金額	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
第五十一条第一号	年度及び税目	名称その他の共助対象外国租税を特定する事項
第五十二条第一項第二号	年度、税目、納期限及び金額	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項

2　法第十一条第五項に規定する場合において、同項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第百二十九条の規定により同条第一項に規定する換価代金等を配当するときにおける滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令（昭和三十二年政令第二百四十八号）第十二条の二から第十二条の四まで、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、同令第十二条の二中「法第六条第一項及び第三項」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第五項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項、法第六条第三項」と、「法第十八条第二項」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一条第五項の規定により読み替えて適用される法第十八条第二項」と、「法第六条第一項及び第三項並びに」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一条第五項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項、法第六条第三項及び」と、同令第十二条の三第一項中「法第六条第一項及び第三項」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一条第五項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項、法第六条第三項」と、「法第六条第一項及び第三項並びに」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一条第五項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項及び第三項並びに」と、同令第十二条の四、第二十六条及び第二十八条第一項中「法第十八条第二項」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一条第五項の規定により読み替えて適用される法第十八条第二項」とする。

3　法第十一条第五項及び前項の規定の適用がある場合における滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第四条（同令第六条、第六条の二、第八条（同令第十一条第一項（同令第十二条及び第十二条の二において準用する場合を含む。）、第十条第一項（同令第十一条の二（同令第十二条の二において準用する場合を含む。）、第十二条の四、第十二条の十一第一項（同令第三十二条において準用する場合を含む。）、第二十三条、第二十四条の二（同令第二十六条において準用する場合を含む。）及び第二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十二条の八（同令第十二条の十二において準用する場合を含む。）及び第十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同令第四条中「事項」とあるのは「事項並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税の名称及び金額その他の同項に規定する共助対象外国租税を特定する事項」とする。

附　則

この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦